

長崎市規則第37号

ながさきデザイン会議規則を次のように定める。

平成27年3月27日

長崎市長

田と富久

ながさきデザイン会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例(昭和28年長崎市条例第42号)第3条の規定に基づき、ながさきデザイン会議(以下「デザイン会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 デザイン会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 景観に識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 デザイン会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、デザイン会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 デザイン会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 デザイン会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 デザイン会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 デザイン会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 デザイン会議の庶務は、建設局都市計画部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、会長がデザイン会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。